

京都市告示第 179 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき、臨時休館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 24 年 7 月 23 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する日

平成 24 年 8 月 20 日（月）及び同月 21 日（火）

2 休館の理由

特別高圧電力受変電設備の法定保守点検のため

（産業観光局商工部産業政策課）